

第336回（第22期第9回）隠岐海区漁業調整委員会議事録

日時：令和5年8月23日（水） 14：10～15：50

於：隠岐郡隠岐の島町西町 漁業協同組合 JF しまね西郷支所3F会議室

1 出席委員（敬称略）

牧野 一（1番）	大西 寿春（2番）	吉田 篤司（3番）
前田 芳樹（4番）	池田 速人（5番）	升谷 健（6番）
小谷 茂雄（7番）	林 千枝子（8番）	亀谷 潔（9番）
平木 操（10番）		

2 欠席委員（敬称略）

なし

3 議題

- (1) 共同漁業、定置漁業及び区画漁業の免許申請について（諮問）
- (2) 定置漁業の保護区域の指定に係る委員会指示について（協議）
- (3) 島根県資源管理方針の変更について（諮問）
- (4) 知事管理漁獲可能量の変更について（報告）
 - ① 令和4管理年度 さば類
 - ② 令和5管理年度 まいわし
- (5) 令和6年度全漁調連（日本海ブロック会議）への要望事項について（協議）

4 挨拶

事務局長（栗田） 開会宣言（出席委員の定足状況及び委員会の成立を報告）

会長（議長 亀谷委員） 挨拶（省略）

水産部長（仲村） 挨拶（省略）

5 議事

議長（9番：亀谷委員）による議事録署名者の指名

議事録署名者：1番 牧野委員、2番 大西委員

(1) 共同漁業、定置漁業及び区画漁業の免許申請について（諮問）

議長（9番：亀谷委員）

諮問案件でございます。事務局より説明をお願いいたします。

県庁水産課（新宅）

～資料1により説明～

漁業権の免許について

漁業権一斉切替えに係るスケジュール

隠岐海区における共同漁業の免許申請一覧及び事務審査結果 について説明。

議長（9番：亀谷委員）

諮問のあった内容について質問を承りますので、よろしくをお願いいたします。何かご意見、ご質問ありますか。

議長（9番：亀谷委員）

ご意見、ご質問等ございませんか。

全委員

ありません

議長（9番：亀谷委員）

はい、ないということですので、本案件について、異議無いものとして答申いたします。よろしいでしょうか。

全委員

はい

議長（9番：亀谷委員）

はい、よろしいということで決しました

(2) 定置漁業の保護区域の指定に係る委員会指示について（協議）

議長（9番：亀谷委員）

諮問案件でございます。事務局より説明をお願いいたします。

隠岐支庁（佐藤）

～資料2により説明～

定置漁業の保護区域を設定する目的

定置漁業の保護区域の概念図について

海区漁業調整委員会指示、有効期間について

議長（9番：亀谷委員）

ただいま協議のあった内容について詳細に説明があったところですが、みなさまのご意見ご質問をお受けいたしたいと思っております、ご意見ご質問のあるかたはどうぞお願いいたします。

4番：前田委員

はい

議長（9番：亀谷委員）

はい、前田委員。

4番：前田委員

ちょっと一点だけ伺いたいんですけども、一番最初の51号、52号というところで、保護区域500mというのは、最近素潜りの魚突きというのをグループでやっているんですよ。この200mくらいのところでやっているんですよ。そうすると、それを規制する、あるいは注意する、あるいは極端な言い方をすると摘発するとか、それをどういう具合に対処するんでしょうか。

隠岐支庁（佐藤）

委員会指示の罰則について説明いたしますと、この委員会指示、直接的な罰則はないんですけども、もしその委員会指示に違反する場合がありますら、海区委員会から県知事に対して違反者にこの委員会指示に従うように命令を出してもらいます。それを元に、県知事がこの違反者に対して委員会指示に従いなさいという命令を出して、出したにもかかわらずその違反の方が指示に従わず違反を続けた場合については、漁業法の規定によりまして1年以下の懲役、または50万円以下の罰則がつくという形になります、

4番：前田委員

現認者が隠岐支庁なりに報告しないといけないわけですよ。どこにどういう風に報告していけばいいんでしょうかね。現認者がいるわけですから、やっているのを見ている者が。それが報告するのは隠岐支庁水産課へ報告すればいいんですかね。町に報告すればいいんですかね、どこに報告すればいいんですかね。

議長（9番：亀谷委員）

だれだれがやっているということを、どこへ知らせるかってことですかね。

4番：前田委員

ただ注意してもやめないわけですよ。具体的にどう規制するのかなど。

議長（9番：亀谷委員）

その辺の対応というか、確認は。

事務局長（栗田）

海区の委員会指示ですので、海区の事務局の方へまずはご一報いただくのが、筋なのかなと思いますけれども、その後の対応についてはその方がある程度特定されていると思いますので、その方へまずは話すとか注意するということが。

4番：前田委員

地区の協議の会の中で徹底させるようにすることがまず最初ということですね。

事務局長（栗田）

いきなり知事の命令とかにすぐ飛ぶというよりも、おそらくその方もこういった保護区域を知っているか知っていないかというところもあると思うので。

4 番：前田委員

知っていると思いますよ

事務局長（栗田）

まずはきちんと知っていますよね、ということを厳しく注意・指導していただくところから始まるのかなと思います。

4 番：前田委員

はい、わかりました。

議長（9 番：亀谷委員）

よろしいですか。

4 番：前田委員

はい。

議長（9 番：亀谷委員）

他にございませんか。それでは、無いようですので、この協議のあった内容についてですね、了解するという事でよろしいでしょうか。

全委員

はい

議長（9 番：亀谷委員）

はい、では以上の協議内容を了解することといたします。

（3）島根県資源管理方針の変更について（諮問）

議長（9 番：亀谷委員）

諮問案件でございます。事務局より説明をお願いいたします。

県庁沿岸漁業推進課（白石）

～資料3により説明～

自主的な資源管理の制度について、現行制度、協定への移行について
島根県資源管理方針の変更について

議長（9 番：亀谷委員）

ただいま諮問のありました島根県資源管理方針の変更についての説明がございました。只今より委員のみなさまご意見ご質問を受けたいと思います。どうぞ。

4 番：前田委員

水産庁、国の方針を受けて、県が対応した話でありますから、なかなか難しい項目をよく整理してやっておられると思いますよ。何も異論はありません。

議長（9 番：亀谷委員）

はい他に。

全委員

ありません。

議長（9番：亀谷委員）

この方針に基づいて、方針を立てていくということになるわけですね。

それでは、ご意見ご質問ございませんということですので、この内容について諮問案件については異議ないこととして報告いたしたいと思いますが、よろしいですか。

全委員

はい

議長（9番：亀谷委員）

それでは異議なしとして、決定いたしました。

(4) 知事管理漁獲可能量の変更について（報告）

議長（9番：亀谷委員）

報告案件でございます。事務局より説明をお願いいたします。

隠岐支庁（佐藤）

～資料4により説明～

さば類、まいわしTACの変更点について説明

今回の数量変更

- ①令和4管理年度まさば及びごまさば東シナ海系群（管理期間は6月末で終了）は、鹿児島県からの融通により島根県が800トンの増加。
- ②令和5管理年度まいわし対馬暖流系群は関係者合意による国留保からの追加により島根県が15,000トンの増加。

議長（9番：亀谷委員）

ただいま、まさば・まいわしのTACの変更について、詳細にご説明があったところでございますが、これよりみなさまのご意見ご質問をお受けいたしますので、ご意見のある方はどうぞ。

10番：平木委員

いいですか。

議長（9番：亀谷委員）

はい、平木委員、どうぞ。

10番：平木委員

さば・まいわし対馬暖流系の管理の話なんですけれども、いつも県の担当者の方とはお世話になりながら進めているところなんですけれども、前回も話したとおりさばについても、まいわしにしても、近年増加傾向にあって、今年なんかでも留保枠を追加してもらってなんとか、さばなんかはギリギリ、それも非常に窮屈な思いをしながらここまで来ているわけで、当初配分の設定も色々国ともやりとりしながら、前借り制度とかいろいろ複数年管理でやるような要望を出しながらなんですけれども、やっぱりここは、TACに関してはまき網にすごく影響が大きいもんで、やっぱり県の方から国に対して今のMSY評価とか、そういうも

のの精度の向上というものをもっとしっかり、研究者とわれわれが作り上げたりしようとしても、意見がかみ合わないというところに来ているので、こういう調整委員会とかそういうところからの声としても、県を通して国へ発信していただきたい。ひとつ前にもあった、いろいろな資源管理の話が出てきてきましたけれども、圧をかけて現状より獲らないようにして5年平均以下に抑えて、現状維持にもっていかうという書きぶりはしてありますけれども、結果、今より少なく獲るというところにもっていったら、資源管理の前提、全部は同じ話に括られてしまうわけですけども、増やしていてもじゃあ5年先10年先ものが増えました、だけどその時に増やした分の処理能力、どう価格を設定していくのかというのは、我々まき網だとか、沿岸の一本釣りとか皆同じことだと思うんですね。全部増やしたのはいいけども、魚価が下がってしまった、そういうところの対応までも考えて管理していかなきゃいけないんですけども、今、片手落ちで、魚の量のことだけにしか目が行ってないんで、そこは県の方からでもしっかり国への要望の中に、これから色々な機会があると思うんですけども、その際には是非やっぱりこの海区の方からでも、意見を挙げていただきたいとお願いを、以上です。

議長（9番：亀谷委員）

お願いというか、ご意見があったところですが、何か答弁はありますか。

隠岐支庁（佐藤）

TAC管理につきましては、今後いろいろな魚種が増えてくるというのは国が進めているところですので、平木委員が言われた複数年管理とか、前借り制度の使いやすさとか、資源評価の精度向上等について県の方からも国の方へ要望を挙げたり、この間、境港で研究者の方が来られて話合いがありましたけれども、そこでも今言われた、増えたのはいいけども港の処理能力はどうなんだという話が出ましたので、海だけでなく陸上の施設の増強等の話もしながら進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（9番：亀谷委員）

平木委員さん、よろしいですか。

10番：平木委員

あの、結局今のALPSも一緒なんですけれども、結局法律でいろいろ固めて決めていく背景にはどうしても、漁業者に対して規則で決めてしまうと窮屈な部分が出てくるんで、そこをどう対応してくるのかっていうのは、今の資源管理の中ではすごいまだ大きい穴が空いているザル法みたいな形になっているんで、そこをしっかりと国の方へは再度、強調するようお願いします。

議長（9番：亀谷委員）

他にございませんか。

4番：前田委員

はい

議長（9番：亀谷委員）

はい、前田委員さん

4番：前田委員

枠を増やすのはいいとしても、53,200 トン以上という、この実際の資源増加状況ってのは、研究者のレベルでは資源は十分にこれだけ獲っても大丈夫というところにきているという見解はあるわけですかね。

隠岐支庁（佐藤）

はい、国の研究機関の方で資源の状況の評価されておまして、まいわしについては、ご存じだと思うんですけども、増減を繰り返す魚種でして、平成の始めごろはすごい獲れた、そのあと減ってしまって全然獲れない期間が来たと思うんですけど、また増加傾向に入ったと研究者の方は評価しておまして、どんどん資源が増えている。境港の説明会の中で、次の管理期間のTACの話もちょっと出たんですけども、更に資源評価としては増えるだろうという話が出ておりますので、この配分量、十分資源の状態としては問題ない数値を出しておられます。

4番：前田委員

今回、増やしたとして、これが数年増えることができる見込みまで資源は回復しているんでしょうかね。

隠岐支庁（佐藤）

増えているということで、この数字が出ております。

議長（9番：亀谷委員）

他にございませんか。

それでは無いようですので、この報告を了解することにしたいと思いますよろしいでしょうか。

全委員

はい

議長（9番：亀谷委員）

それでは報告を了解したことに決しました。

（5）令和6年度全漁調連（日本海ブロック会議）への要望事項について（協議）

議長（9番：亀谷委員）

説明をお願いいたします。

事務局長（栗田）

～資料5により説明～

水産政策の改革に伴う資源管理の推進について

クロマグロの資源管理に係る対策等の充実について

北朝鮮の弾道ミサイル発射等に対する漁業者の安全確保について

日韓漁業協定の実効確保と監視取締体制の充実強化について

議長（9番：亀谷委員）

ただいま要望事項についての説明があったところですが、これより委員の皆様のご意見ご質疑をお受けいたします。

2番：大西委員

はい

議長（9番：亀谷委員）

はいどうぞ

2番：大西委員

2ページのクロマグロの資源管理に係る対策についてですけれども、書いてあるとおり要望すればいいと思うんですけど、今年の現状をちょっとお話したいと思いますがいいですか。実は白島崎から西、久見、五箇へ行く海域で、クロマグロの死骸が何十匹も浮いていたんですよ、今年。初めてみる光景です、今までにない。予想するに定置網があるんで、あの、放流というか、してもやっぱり死ぬものは死ぬんですよ。で結局、海岸に流れ着くのもあるし、という現状を知っておられるかなと思って。

隠岐支庁（佐藤）

そういう話は各地であります。国の方で、獲れて、わずかでも生きていれば放流ということになっていますので、放流されて、ただ言われるとおり弱い魚ですので、傷つくと死んでしまうということはあるというのは。

2番：大西委員

僕はマグロを獲れるわけではないけども、やっぱり海で生計を営むものとしては、なんかTACがちょっと矛盾している気がして。あんだけいたら。

事務局長（栗田）

どうしても水揚げしてしまうと、TACにカウントされてしまいますし、資源を守っていかう、回復させていかうというところで、生きる可能性があれば放流するという取り組みをお願いして漁業者の皆様にやっていただいていますので。

2番：大西委員

わからんこともないけども、放流しても網でこすると弱るのよ。

事務局長（栗田）

非常に弱い魚だということは間違いないと思います。

2番：大西委員

それと、あんな見たくないけど、サザエ潜っていて、横の方をマグロが通るけんね。ということはずごく。

事務局長（栗田）

泳いでる。

2 番：大西委員

うん、泳いでるよ。

隠岐支庁（仲村）

浅いところをすぎていくと。

2 番：大西委員

ああいう光景は今年初めてみました。死骸もだし、思ったより横の方をマグロが。

隠岐支庁（仲村）

資源的に多くなっているかもということですね。

2 番：大西委員

はい、平木さんも言われてたけど、さばにしても増えているんだけど、死骸を見るとどうなんだろうかと。

10 番：平木委員

我々も現場に出ながら、去年ぐらいから今までに見たこともないようなマグロの反応が。結局、マグロを獲ることもできんわけだし、そのマグロによってそこにいわしとかさばとかがマグロに捕食されて一晩で移動してしまったたりとか。結局混獲もできない獲ることもできない、今、目の前の魚も散らされて獲ることもできん。採捕率が減るということも含めて、さっきもここでこの管理の話が出るとしてなかったんで先走ってしまって申し訳なかったんですけども、やっぱりザル法というかいろんなあれだけマグロ、マグロと騒いでいたのが、現状追いついていけないので、今、増やして増えすぎてしまって、増えているのに困っているのは規制がかかってしまって思うように捕れない、反面思うように獲れなかったから魚価が上がってきたということも、獲り方の工夫も我々の必要なことだと思うんですけども、やっぱりこの今の資源管理そのもの、TAC についてはいろんなことが検討されないと、今のマグロの話は本当に定置の人はかわいそうです。本当にそれが金に換えたらどれだけになるかってものを、離さないといけないのに網に入れてしまって、網が傷まないといいけども、網までダメだったり。そのところはやっぱりこう、海区、全漁業調連なんかでも国に物申すのであればもっとしっかり。

その前にいいですか、ちょっと一点。改革に伴う資源管理の推進についてなんですけども、ここに2のところ、趣旨の改革にともなう具体的な解決策を示した「漁業者の理解を得た上で」という書きぶり、これまったくその通りなんです。けどこの上の赤項目の中にステップ1を開始する方針が示されましたと。けどこのステップ1が進むことが決まったわけなんですけども、2、3を進むのか進めないのか我々が回答を求めた時に水産庁は回答しなかった、ここは。モジャモジャとしたまま。我々はそこは阻止せないけん。これは進めてもらっちゃ困りますっていう提言したにも関わらず。県の方もここはたぶんみなさんステップ1を開始するっていうのはステップ1しか見えてないから、ああステップ1が進んでいくのかなと思っているかもしれないけども、この後にはステップ2、ステップ3がある。ステップ2、これ以降は我々は進めてもらったら、漁業者の同意なしには進めてもらったら

困りますよってということも言っておきながら、こういう見えない部分で表現の仕方が変わってきてしまうので。この辺、しっかり漁業者の理解がないと進めることはできませんよと。上の赤項目にも本当は入れてほしかったですね。ステップ1は進んでいるけども、開始が示されましたってということなんだけども、まだこの後に2、3があるってということ、だからこれを進めてもらったら本当は困りますっていうのを、そこは漁業者の意見ですっていうのを入れておいてもらおうと、いつの間にか漁業者が理解をしてしまったという風になってしまいかねない項目なので、よろしく願いいたします。

事務局長（栗田）

ステップアップについては、新しく水産庁が示された考え方でして、TAC 魚種に新しい魚種を設定する場合には、段階を踏んでステップ1、2、3がありますが、今は1が始まったところで。1から2、2から3に行くところですね、問題があれば改良していくという考え方で進めていこうというところでございますので、平木委員が言われたように漁業者の理解がなければ進めていかない事柄であることは水産庁も言っているわけですから。そこは協議していかないといけないことですが、県の方も注視していく。先ほど、現場の声と研究者の声が中々通じ合わないというところもありましたけれども、通訳するのが県の職員であったりすると思いますので、そこはしっかり進めて行ければなと考えておりますので、引き続きよろしく願いしたいと思います。

議長（9番：亀谷委員）

他のご意見ご質疑はございませんか。

議長（9番：亀谷委員）

それではないようですので、この要望について、強く要望していくということで決したいと思いますが、よろしいですね。

全委員

はい

（6）その他

議長（9番：亀谷委員）

それでは、その他といたしまして、事務局の方で何か用意してございますか。

事務局長（栗田）

事務局では特に準備はしておりません。

議長（9番：亀谷委員）

それでは、全体を通じて委員の皆様からご意見を承りたいと思いますが、いかがでしょうか。

2番：大西委員

はい、よろしいですか。

議長（9番：亀谷委員）

はい。

2 番：大西委員

今日の海区の議題ではないことなんですけども、新規就労者には手厚く制度がありますよね。それを各地区には JF の最低条件が組合員になることですよ。最低条件が。そしたら、各地区の運営委員会には報告なり相談なりしてほしいんですけどね。

事務局長（栗田）

それは、新規就業者が県の支援事業を使う場合には、地元の担当者なりに説明・報告するように、ということですか。

2 番：大西委員

今、安原さんがやられている仕事の中だと思うんだけど。後からどうですか、と言われても、もうなってしまうのに、運営委員会としてはどうこう言っても、その制度を使っているわけだから、その人は。その前に、ちょっと相談なりしてもらえないかなという要望です。その方がスムーズに行くと思うんですけどね。

事務局長（栗田）

ご意見としては分かります。ちょっとすみません、数年前はどうか分からないんですが、最近の新規就業者、事業を使ったこの状況なんかも踏まえて、最近こういう風に改善しているよという中では、さっき大西委員が言われたうちの水産業普及員が事前に色々な相談をさせていただいていると思いますので、今後ともそういう形で。制度としては、地域をこれから引っ張って行く漁業者を育てるっていうのが、制度の一番大きなところですので、そのためにはその人材になりうるかということでは地元の方になりながら進めていきたいと考えております。

2 番：大西委員

そしたらなおさら、運営委員会の方に。

議長（9 番：亀谷委員）

そうだね。

2 番：大西委員

言ったほうが、僕的には良いような気がします。要望したいと思います。これから I ターンとかいろんな人が来る可能性があるんで。全然分からないわけですからね、僕らも。で、おたくらよりも僕らの方が地元におるし、いつも。わかると思うんで、その意見も取り入れてもらいたいという要望です。

事務局長（栗田）

ご意見を参考に進めていきたいと思います。引き続き、よろしく願いいたします。やっぱり、漁業規則だけじゃなくて、地元のいろいろあると思いますし、よそから来られると、そういったことが分からない方も多くいらっしゃると思うので、そこはやっぱり地元の方に入っただいて、育てていくという風に進めていきたいと思います。

2 番：大西委員

地域を担ってもらえる方が全く反対なわけじゃないけど、その地区地区のルールがありますから、法律的に言われてもちょっと違うかなというところもあるし、出来れば地区の運営委員会に報告してもらえれば助かります。

事務局長（栗田）

承知しました。ご意見ありがとうございます。

議長（9番：亀谷委員）

せっかくですので、他に。

1番：牧野委員

今日の議題とは違いますが、今年に入ってから、島後の緑のコンビナート協議会という松田元町長が進めている洋上風力発電のことなんですが、この前、私初めて説明を受けたんですが、県のみなさんはご存じですか、話は。

事務局長（栗田）

隠岐支庁の方には、2、3月あたりに地元の漁業実態というか操業の様子を聞かせてほしいという話で来られましたけれども、具体的に洋上風力発電をどこに、どんな規模でという話は全くなくてですね、どういったところで操業しているんですかっていう話はありませんけれども。一通りのことは説明しましたけれども、最後には漁業に支障があってはならないので、まずは隠岐支庁というよりも、JF しまねさんなり海士町漁協さんにまずはお話をされたほうが良いですよというような話をさせていただいた記憶があります。

1番：牧野委員

たぶん業種別に代表者に説明に廻っているみたいですけども、その報告の仕方がちょっとおかしいんですよ。資料がありますけども、またお渡しします。で、島後の巻き網会はすぐ野津祐生社長が説明を受け、その後巻き網のみなさんを集めて話を聞いたんですけども。他のバイ、かに、いか、一本釣りもみなさん集めて話を聞いたことがないっていうんですけど。代表者に説明したっていうだけで、それを県に報告いくっていうんですけど。

6番：升谷委員

洋上風力発電の話ですか。あれ去年の連休前でしたか、年内に3、4回来ました。会社は東京の会社で、それについては東京の会社が直接来たわけではなくて、我々の知ってる人がコンサルと来て、三度沖から1キロ間隔で20キロやりたいと。距離としては10キロから20キロ。漁業者が理解せんと難しいですよ。2回目私も聞いて、4回目の時だったかな、業者が来たんですよ。メリットとかデメリットとか話をして。雇用が生まれると、そういったことができればメリットはありますよという話を聞きました。

我々からすると、漁業者の理解がないと難しい。去年の暮れだったか、地元の運営委員長にも役場に来てもらって話をして、その時、三度沖は非常に漁場が良くて、かにとか、かにかごとか、まず島後の理解を得ないと難しいですよという話をしました。その話を業者にもコンサルにもして。かにかごなんかは絶対無理だという話を聞いてきり、それ以降、うちには業者は来てない、そこから島後に。まき網にいかれたんですね。

なによりも、まき網、かに、ばいというものが理解しないと難しいと。その時に三度沖は漁場が最高だと。そいでこっちにきて、で、たぶん島後に行ったかと。

2 番：大西委員

それからじゃあこっちに来たんですかね。

6 番：升谷委員

うちはね、窓口は副町長がやっていて、私も一緒にやっていた、それ以降も 2 回くらい副町長のところに電話が来とったみたいです。ただ、まあ具体的な話はしていない。確かに皆さんにどう周知したのかなと、漁場の関係で。

1 番：牧野委員

ちょっといいですか。海況調査実施っていうのは、調査ブイを 3 マイルぐらいにブイを一つ置くっていう話を聞いたんですね。漁業者からの同意は不要ですと書いてあるんです。で、漁業者からの意見は報告する。これを県に報告するとあるんですけど、同意はないといけんのでしょ。漁業者の同意を。

事務局長（栗田）

最後が聞こえなかったんですが。

隠岐支庁（仲村）

調査機器を 3 マイルより灘のところに設置すると。

1 番：牧野委員

どっかに置きたいということで、島後の漁業者が個人的に、会社というかコンサル会社、元松田町長が廻ってきたんですよ。

1 番：牧野委員

県にもそのうち話があると思うんですけど、島後のまき網からは反対の文章を書いて出しましたということを報告します。

議長（9 番：亀谷委員）

そういうことが起きているということですね、現状として。

議長（9 番：亀谷委員）

他にございませんか。それではないようですので、今回の委員会は終了いたしたいと思いますが、よろしいですか。

全委員

はい

議長（9 番：亀谷委員）

それでは次の会議の予定と時期と開催場所等々についてよろしくお願いします。

事務局長（栗田）

今回は、12 月頃、西ノ島別府で開催したいというふうに考えております。議題としましては、令和 6 管理年度の TAC、まあじ・まいわし、ほか海区委員会指示を予定しております。

議長（9番：亀谷委員）

それではこれで閉会といたします。ご苦労様でした。

閉会宣言

県職員として委員会に出席した者の職氏名

島根県農林水産部水産課	主任技師	新宅	祐児
島根県農林水産部沿岸漁業振興課	主任	白石	陽平
隠岐支庁農林水産局	水産部長	仲村	克広
	主任	佐藤	勇介
隠岐海区漁業調整委員会事務局	事務局長	栗田	守人
	主任書記	渡邊	友美

以上ここに会議の顛末を記し、その相違無きを認証するためにここに署名する。

議長（9番：亀谷委員）

議事録署名者

1番

議事録署名者

2番